

No	質問項目(資料名)	質 問 内 容	回 答
1	公募要項P.2 施設の運営に関する業務	合葬式各納骨施設への納骨の流れをご教示ください。	合葬式各納骨施設への納骨の流れについては、業務基準書4ページの納骨方法に記載のとおりで、5ページに記載の指定管理者の業務としている納骨する際の受付、納骨に係る業務、納骨方法等の指導について、市が定める詳細な手順はありません。 なお、納骨する際の受付としては、次の業務を想定しています。 ・使用者の提出書類確認、必要書類の記入受付、システム照合、入力及び埋蔵（収蔵）情報の登録など
2	公募要項P.3 職員配置	管理運営責任者について、他施設と兼務することは可能でしょうか。	管理運営責任者の他施設との兼務を一律に制限は設けませんが、本施設の管理運営に支障が生じない配置体制であることが必要です。 なお、適切な配置体制については、選定評価基準書の評価項目としています。
3	公募要項P.3 指定管理料	積み上げの内訳をご教示下さい。	指定管理料については、応募団体にご提案いただくことを想定しているため、指定管理料上限額の積算根拠はお示ししておりません。
4	公募要項P.4 光熱水費	過去3か年の水光熱費をご教示下さい。	過去3か年の水光熱費実績は次のとおりです。 ・令和5年度 4,489,459円 ・令和6年度 3,211,599円 ・令和7年度 3,477,362円
5	公募要項P.4 修繕費	過去3か年の修繕費をご教示下さい。また、使用しなかった場合の取り扱いにつきましてもご教示下さい。	過去3か年の修繕費実績は、以下のとおりです。 ・令和5年度 2,082,300円 ・令和6年度 2,147,500円 ・令和7年度 1,684,320円 また、修繕費に残額が生じた場合は、原則として市への残額の返還は不要としています。ただし、予定していた修繕が実施されていない場合など、状況に応じて、市と協議のうえ返還等を求めることがあります。
6	公募要項P.4 収入	過去3か年の指定管理事業収入（駐車場・納骨代行）をご教示下さい。	過去3か年の駐車場利用料収入及び納骨代行収入の実績額（合計）は次のとおりです。 なお、当該期間は指定管理事業収入ではなく雑入として計上しています。 ・令和5年度 10,258,176円 ・令和6年度 10,154,600円 ・令和7年度 10,617,700円
7	公募要項P.4 収入	上記収入の内、過去3か年の臨時駐車場の収入についてもご教示下さい。	臨時駐車場利用料収入は個別経理しておらず、駐車場利用料収入に含めて管理しているため、臨時駐車場利用料収入のみを抽出した実績はお示しできません。
8	業務基準書P.3 納骨施設の概要	芝生型・合葬式慰霊碑型納骨施設の更新について、対象者へのお知らせ方法など、大まかな流れをご教示ください。その際、指定管理者と横浜市様との分担範囲についてもご教示ください。	使用期間満了時の更新に係る使用者へのお知らせ方法や事務手続き等につきましては、現在検討を進めており、市と指定管理者との具体的な役割分担を含めて、今後決定していきます。
9	業務基準書P.5 各種申請書等の市への送付	各種申請書等の市への送付について、流れをご教示ください。	「メモリアルグリーン各種申請の受付、審査業務フロー」のとおり、申請者（使用者）から受理した申請書等について、指定管理者において事情聴取、申請書受理、内容確認及びシステム入力等を行って、市環境施設課に郵送等により送付し、市において内容確認、決裁等を行ったうえで、指定管理者へ郵送等によりお返しし、指定管理者は申請者（使用者）に許可証等を交付（送付）します。

No	質問項目(資料名)	質 問 内 容	回 答
10	業務基準書P6.手数料および芝生型納骨施設における管理料の収納業務	芝生型納骨施設の管理料について、対象者へのお知らせや納付方法など、大まかな流れをご教示ください。その際、指定管理者と横浜市長との分担範囲についてもご教示ください。	芝生型納骨施設の管理料の納付方法は、以下のとおりです。 ①納入通知書による納付（市対応） 6月初旬に納入通知書を使用者に発送し、6月末日までに納入期限となります。 ②口座振替による納付（市対応） 6月末日に口座引落とし ③メモリアルグリーン管理事務所での納付（指定管理者対応） 使用者が管理事務所の窓口において現金納付となります。なお、指定管理委託とは別に市から指定管理者に管理料取扱事務を委任します。 詳細は下記をご参照ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/saijo/shieibochoi/20210901kanriryoku.html
11	様式集(様式3-1~3-3)様式3-①総括表	ニーズ対応費について、想定される内容の範囲をご教示ください。	令和7年12月「指定管理者制度運用ガイドライン」の改正に伴い新たに追加された科目ですが、メモリアルグリーンの指定管理においては、市として指定管理料を原資とした事業や経費は想定しておりません。
12	その他現地説明会	管理事務所内にありましたモニターの取り扱いについて、ご教示下さい。引き継ぐ場合、その費用とその内容について、ご教示下さい。	管理事務所内に設置されているモニター（デジタルサイネージ）は、指定管理者の提案に基づいて設置・運用されているものであり、物品やソフトウェアは指定管理者に帰属するため、引継ぎの対象には含まれません。
13	その他	過去3か年の苦情・要望についてご教示下さい。	過去3か年の苦情・要望は、「資料1 メモリアルグリーン ご意見・ご要望一覧」のとおりです。
14	その他	備品リストをご教示ください。	「資料2 メモリアルグリーン物品管理簿」のとおりです。
15			
16			
17			
18			
19			

No	質問項目(資料名)	質 問 内 容	回 答
20			